

# 駐車場使用契約書

印紙

中工精機株式会社(以下甲という)と (以下乙という)との間において、次のとおり  
駐車場使用契約を締結する。

- 第1条 乙は次記駐車場のうち 1区画(1区画13平方メートル)を、乙の管理する自動車の駐車目的  
のみに使用し、契約条項及び駐車場使用規則を遵守する事を誓約し、甲は契約申込を受諾した。  
所在地： 瑞浪市土岐町73-2番地 中工精機株式会社月極有料駐車場 内  
指定区画 第96番
- 第2条 使用区画の指定、変更は、甲が任意に行なう。  
但、変更の場合は、10日前に乙に通知しなければならない。
- 第3条 本駐車場を利用する 乙の自動車 (車両の変更があった場合は、遅滞なく甲へ連絡すること。)  
車種・車名 登録番号
- 第4条 使用期間は1年間(2024年3月1日から、2025年2月28日迄)とする。  
但し、甲乙いずれかから期限の1ヶ月前までに、契約更新しない旨の意思表示なき場合は、  
一年単位(毎)の自動更新とする。
- 第5条 1台分の使用料は1ヶ月金4,500円(内消費税409円 税率10%)とし、十六銀行での  
口座振替支払とする。振替日は、毎月25日(休業日は 翌日とする)で 翌月分を引落する。
- 第6条 乙は、乙自らの保有にかかる下記条件の車両の駐車に使用するほかは、本駐車場を使用する  
事ができない。 全長 4.9メートル以下、幅 1.85メートル以下の自動車。
- 第7条 乙は形状、物の大小の如何を問わず、乙の保有の契約車両のほか如何なる物品といえども  
本駐車場内に放置してはならない。
- 第8条 本駐車場内において、乙が被った損害については、明らかに駐車場施設の瑕疵によって生じた  
場合を除き、乙は甲に対してその賠償を請求できないものとする。
- 第9条 乙が、万一、本駐車場並びに駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はその責任を負う。
- 第10条 乙が本契約の各条項に違反した場合は、甲は催告なくして本契約を解除する事ができる。
- 第11条 甲及び乙は、第4条の使用期間満了前でも、1ヶ月前に予告して本契約を解約する事ができる。

この契約を証するため、本書を作成し、甲乙署名捺印のうえ、甲が原本を保有し、乙は原本の写しを  
保有する。

令和 年 月 日

甲 岐阜県瑞浪市日吉町5177番地の7 電話 0572-69-1025

中工精機株式会社 代表取締役 工藤 好功  
登録番号:T4200001021830

乙 丁目  
住所

氏名・印

印

(連絡先 電話番号

) (お勤先名・部署名

)

連帯保証人 住所

氏名・印

印